

# 県条例に基づく移入規制種の指定に係る意見交換会参加者による内容の報告書

公聴会実施日時及び場所

別紙1のとおり

議題

別紙1のとおり(席配置等も別紙2のとおり)

「佐賀県の生態系に影響の可能性がある移入種(外来種)リスト」別紙4のとおり  
 じ後、議題に沿っての会議内容及び討議内容を報告いたします。

(1)移入規制種の指定について

基本的考え方

1. 地域(佐賀県)の良好な生態系を保全する(自然再生事業を含む)
2. 新たな移入種(外来種)による生態系の破壊を未然に防ぐ。

これまでの取組及び今後の進め方

1. 基本・基礎調査

平成14～16年、県内各地の水域で実施

場所内訳	野池	110	文献調査とは？私にはよく分からない。
	クリーク	305	
	湖	25	
	文献調査	62	
	合計	502	

調査の内容・方法・結果に関しては、オオクチバス及びブルーギルの生息域が一瞬パワーポイント上で表示されたのみで内容・方法・結果に関しては何の話もなし。

私が「調査資料の開示請求をした場合、応じるのか？」という質問に対しては応じるとの返答有。

2. 移入種対策検討会

生物等の専門家により、9～10回実施、結果として平成16年に動・植物含め106種の生物をリストアップ。

3. パブリックコメントの実施

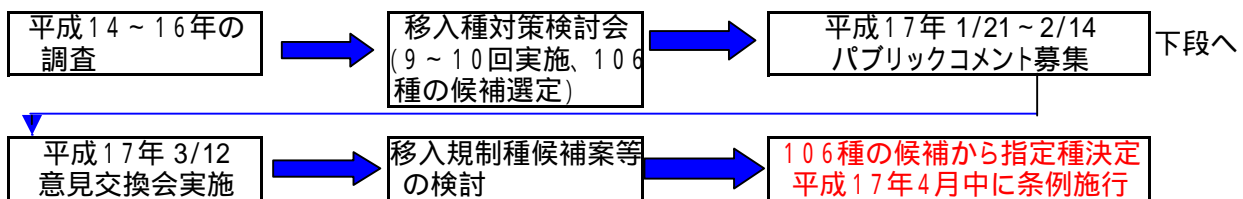
県内外より4200件のコメント有。

内訳	県内	404件	2件:水生植物について 630件:オオクチバスの指定反対 120件:オオクチバスのみではなく、 他の外来魚についても 指定反対
	県外	3796件	

パブコメのほとんどがオオクチバスの指定に関するものであった。

なお、パブコメに関しては、県内在住者の意見のみを参考とし、県外在住者からの意見は参考としない(しなかった)

4. 全体の総合的な流れ

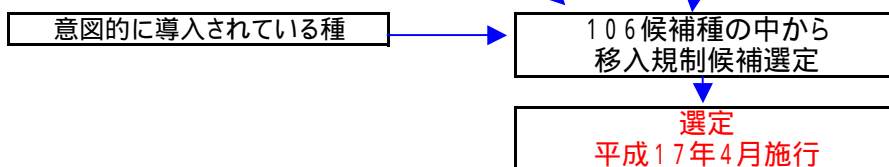


指定された場合の規制内容

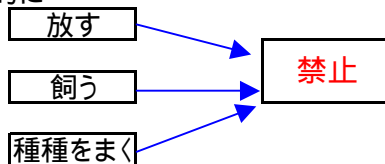
指定種の選定法

既に県内域に生息・生育し、生態系に影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれのある種

現段階では県内域には生息していないが、今後生息した場合、県の生態系に影響を及ぼす可能性が大きい種



基本的に…



しかし、非意図的に侵入したものに関しては、規制しない。規制のしようがないと県側は主張。  
例 靴の裏や装輪車のタイヤ裏に付着して侵入する植物の種子を規制できるか？

「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」中から

第六十六条

何人も、前条第一項の規定により指定された移入規制種に係る地域内において当該移入規制種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

と謳っております。

現在の条例の段階では…

「放す」ということは、再放流、いわゆるキャッチ&リリースもそれに該当する(県側見解)

第六十六条の中に、「移入規制種に係る地域内において」という表現があるが、この意味は移入規制種選定の際、禁止されている移入種の「放す」「植栽する」「種子をまく」この行為を地域ごとに定める(限定する可能性がある)。

この意味は…

例えば、仮にオオクチバスとカムルチーが指定されたとして…「バスは県内A及びB地区のみでが禁止、カムルチーに関しては県内A及びC地区のみでのが禁止」となる可能性もある。

しかし「地域内において」ということは「県内全域(いわゆる全ての水域・水系)を定めることができる」ということでもある(県側見解)

条例に違反した場合の罰則等について、現在では条例第六十六条の4～5項目のみでしか知らされていない(別紙参照) 具体的説明無し。条例施行までに決めるとのことらしい。

この後、参加者(別紙での座席表、県議・報道・報道関係・傍聴席の者を除く)で持時間2分間で発言の機会が与えられましたが、この内容については省略させていただきます。

ほとんどの意見が指定賛成・反対の月並みな意見を述べるに留まったため。

(2) 指定候補種に関する意見交換(フリートーク)

指定候補種に関する意見交換は約1時間(会議終了時刻12:00を30分延長して)実施されました。

質問事項Q 県側見解(解答)A と表記します。(重要事項と思われるもののみ)

Q1 第六十六条の「放す」という行為は再放流、いわゆるキャッチ&リリースもそれに該当するのか？

A 条例の現段階では釣り上げたのキャッチ&リリースも網等で捕獲して水に戻すのも全て「放す」という行為として該当すると考えられる。しかしながら釣りによる「再放流」は「放す」という行為に該当するか？ということ(もちろん釣り上げたその場所に再放流する場合のみ)再考の余地がある為、この公聴会を実施し、釣り人の意見も聞き、条例施行に取り入れようと思っている。

Q2 例えばアメリカザリガニは指定候補種になっているが、ザリガニは子供達が水遊びをする際にも捕獲する可能性が大きい。移入規制種に指定された場合、子供の水遊びの際、捕獲したもので、川に逃がしたり、家に持ち帰って飼育することも違法行為となるのか？

A 先程述べたようにこういった問題(再放流・リリース)や意見が出てくると思うので、この公聴会を実施し、いろいろな意見も聞き、条例施行に取り入れようと思っている。

Q3 我々は北山ダムでボート屋を営んでいるが、10数年前、北山ダムでブラックバスが増加し始めた時、ヘラブナ・ワカサギ釣客への貸ボートで生計を立てていた我々3軒(溝口・うおまん・しのはら)は何10回も県に対して「バスを何とかしてくれ」と陳情したが、井元知事(当時)が視察に一度来たきりで、その後は何もしてくれなかった。我々は実費で引き網等を使ってバス駆除に奔走したが個人でできることには限界があり、止む終えず、ボート貸し出しの対象をバス釣りの人達に替え、生活の糧にしてきた。しかし今回、バスが生態系に影響を与えると世間や環境省が騒ぎ出したら、態度を一変させて駆除だり禁だと言い出す。話題にならなかった時、県や行政は何もしてくれなかったのに、今回のこの措置はあまりにも行政側の勝手に一方的な措置である。バスが指定され、駆除だり禁だとなれば「バス釣り禁止」と言っているのと同じであり、我々は生活できなくなってしまう。死活問題であるからバスを指定しないでほしい。

A こういった問題(再放流・リリース)や意見が出てくると思うので、この公聴会を実施し、県としても、いろいろな意見も聞き、条例施行に取り入れようと思っている。人々の生活経済基盤まで奪っての条例施

行は考えていない。こういった場合に関しては特例区を設けることも検討する。

- Q4 10数年前、佐賀県では地元の(発言者の)北方地区の野池に最も早くバス・ギルが入った。バス、ギルが入ることにより、明らかに野池では生態系に狂いが生じた。ハヤや水生昆虫がいなくなり、野池の水質自体も変わってしまった(アカミガメも同様)その時、県に「何とかしなければ」と通報したが、水産課は話も聞いてくれなかった。話を聞いてくれたのは環境課だった。私はこの公聴会に水産課が参加していない事に疑問を感じる。何故参加しないのか?(まるまんフィッシングの発言)
- A 水産課が参加すると、色々と内水面漁業法等や利益問題が絡んできて、もっと問題がややこしくなる。したがって、生態系保持・保護の観点のみから考えて条例施行を考えている。そういった理由で水産課は同席していない。

私的に印象に残った審議応答はこの4点でした。

その他の発言、討議は質問者と回答者が入り乱れ、条例施行とは直接関係ない事項も含まれる意見発表の感が強いため、上記とは別に掲載します(外来魚に関するもののみ)

(NBC北山湖チャプターの方が釣りを「ゲーム」と表現したことに対して)

・巖木漁協の方の発言

釣りは生命のやりとりをするものであるから「遊び」という意味のある「ゲーム」という言葉は使わない。どうして釣った魚を食べられないのか。釣った魚を殺して食べるからこそが「生命の尊厳」を子供達に教えるということであり、またリリースしても大半は体温の上昇や体粘膜の破損により死んでしまう。それだったら殺して食べてやるからこそが生命を尊ぶことだ。

・釣人の反論

釣りをしていれば大きい魚も小さい魚も釣れる。人差し指サイズの小魚や外道として釣れるフグ等も食べというのか?

・私の発言

私はリリースする際と、食べるために釣るためのタックルは絶対に分けている。リリース前提のタックルはオーバーパワーの竿と糸を使い、いかなる場合でもバースプレックを使用するし、安全・確実にキャッチできない場所(無理で強引な抜き上げをしなければならない等)ではやらないし、道路や土の上にも魚を置かない等心がけている。それでもリリースするなというのか?

・巖木漁協の方の発言

そういうことではない。

・釣人の発言

この条例の施行に関してあまりにもバス・ギル等の外来魚だけが生態系破壊の原因のように言われているが、水質汚染や工事等でも生態系はダメージを受けている。そういったところに住んでいる魚を食べる気にはならない。

・NBC北山湖チャプターの発言

私の発言に一部不謹慎なところがあったのなら取り消します。

この件はこれで終了したが、巖木漁協の方の態度及び発言は常に極めて好戦的であり、自分の意見に反する意見や発言には露骨に嫌悪的な態度を取っておられた。

・佐賀・国見土地改良の発言

我々としては湖沼の破壊、水質汚染等は絶対して欲しくない。それだけです。

・ネイチャー佐賀の発言

近年、子供達を水辺に連れて行っても生息しているのはジャンボタニシ、アカミガメ、ブルーギル、ブラックバス等だけで、子供達にそれをどう説明していいのかが大変嘆かわしい。ジャンボタニシ等はビオトープの中にもいつの間にか生息していて大変困っている。ブラックバス等は是非とも指定してもらいたい。

・植物友の会の発言

バス・ギル等外来魚のよって池や川の生態系が破壊されている事は明確であるが、水生植物もソウギョ等によって食べ尽くされてしまった所もあり、外来魚による水生植物への影響も大きい。

・自然史研究会の発言

バスやギル等による生態系の破壊は大きいものがあり、是非とも指定してもらいたい。

・動物福祉ネットワークぴいす動物くらの発言

外来魚に関しても、指定されてもし駆除ということになっても、殺す時の苦痛は絶対必要最小限にするようにしてもらいたい。「命の尊厳」を外来魚であっても忘れないで欲しい。

・ホームセンターユートク本部の発言

私どもの店舗ではこれまで色々な動植物、魚類を販売してきましたが、今回の指定に関しては率直に従い、指定された動植物、魚類に関しては販売を見合わせる方針です。

・まるまんフィッシングの発言

Q4とほぼ同じ内容の発言でした。

・日本釣振興会の発言

バスはもう既に日本の生態系に定着しており、地域振興及び経済効果、釣りをとおしての子供等の教育に対しても重要であり、何とかバスを指定から外してもらいたい。(「県民」のバス釣り人も皆ほぼ同じ意見)

・筑後川漁協の発言

筑後川でもバスは確実に増えており、生態系及び在来生物に影響を与えている。是非とも指定してもらい、捕獲して食用にできないか。日本の釣りはもともと獣肉を食べなかった日本人にとって蛋白質を摂取する為の手段であり、キャッチ & リリースという思想はなかった。だからバスも釣って食用にすべきである。なお指定に関しても山梨県等はバスを特定外来生物等には認めていない(河口湖のことか?)このような条例は全国一律、一斉に指定・施行しなければ相手が自分の意志で移動できる生き物であるから効果はない。だから是非とも我が県だけではなく、全国の都道府県にも働きかけてもらいたい。

・牟田漁協・湖面利用組合の発言

(Q3とほぼ同じであるが...)我々も日本固有の生態系を無視してまでバスを増やせ、釣らせろ、指定するなど言っているのではない。現在バスやギルの生息していない水域には絶対密放流等がないように、北山湖に訪れる釣り人にも指導徹底するし、北山湖でもこれ以上増えないようにするし、ワカサギやヘラブナの放流も継続する。そして現在バス・ギルの生息していない水域で生息が確認できれば、駆除作業に率先して参加するものとする所存である。この点を誤解しないでいただきたいと思えます。

・まるきん(釣具屋)の発言

日本釣振興会とほぼ同じ内容でした。

・私(横峯竜一)の発言

私がまずはっきり言いたいのは、バスのみを指定から外してほしいとか、カムルチーだけを指定から外して欲しいとか言うつもりはありません。私はパブコメで述べたとおり、むしろ外来種問題をそのまま放置してよいとは絶対に思わないし、何らかの規制を取るのとは基本的に賛成です。しかし、現在の生態系破壊を全て外来魚の責任として「まず指定、排除する」という公正を欠いた条例施行の風潮には反対です。(私は去年釣ったカムルチーとバスの奇形魚11点の写真資料を見せました)このような奇形を育ててしまう水質悪化やそれを促す工事等にも問題があると思えます。一般的に佐賀では昔から「ライギョは汚染に強い」(実際はそんなことはない)といわれてきましたが、そのライギョでさえ、生態系の頂点に立つ生き物がこのようになるということは、在来の小型魚はもっと汚染されている可能性があるということです。バスだカムルチーだという議論の前に、こういったことも考慮して、大変難しいとは思いますが、現在の佐賀の生態系の中に生きる全ての生き物達が平和に、安心して生息していけるような議論と、条例の施行をどうかお願いいたします。

あと、興味深い(理解が難しい)発言があったので記載します。

・ネイチャー佐賀か佐賀大学教授の発言(どちらかは覚えていません)

淡水魚は原則的に自力で生息地域を広げることにはできない。従ってオオクチバスやブルーギルの生息域拡大は、明らかに人為的なものであり、自然のものではない。従ってバスは移入規制種に指定し、駆除するべきである。

・佐賀大学教授の発言

釣り人の皆さんに質問したい。「あなた方はバスを数多く釣りたいのか?それとも数より大物を釣りたいのか」  
一同無言……

数ではなく、大物を釣りたいのなら、県の条例に賛成すべきですよ。

この大学教授の発言で、終了時間を30分も延長していた公聴会は一応閉会となりました。

これで「県条例に基づく移入規制種の指定に係る意見交換会」の報告を終了いたします。拙く、分かりにくい箇所及び誤字、脱字等多々あると思われそうですが、何卒ご了承願いたいと思えます。なお、私の私的な意見に関しては別紙6「県条例に基づく移入規制種の指定に係る意見交換会参加の所見」にて述べさせてもらいたいと思えます。